

掛川市条例第18号

掛川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月13日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第30条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第30条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</u></p> <p><u>第48条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>

第2条 掛川市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p>27 法<u>附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p>27 法<u>附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第49条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。</u></p>

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第50条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。